



労働災害の約8割は、停車時に発生

停車中の危険は、すぐ側に

荷役5大災害

無人暴走

フォークリフト
使用時の事故

後退時の
事故

荷崩れ

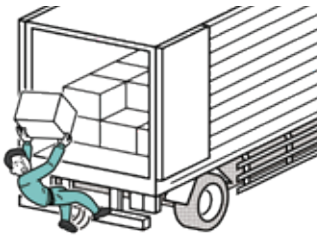
転落災害篇

労働災害（陸上貨物運送事業における死傷災害）は、約8割が荷役作業中、つまり「車両が停車している時」に発生しています。特に、多くの死亡災害は「荷役5大災害（無人暴走、墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、後退時の事故）」が占めています。今回は、荷物の積み降ろし時における「転落」の災害事例および対策を紹介します。

転落災害例①

後ろ向きで荷降ろし中、 リヤバンパーから足を滑らせて転落

荷室内にあった段ボールを持ちながら、後ろ向きでトラックのリヤバンパーに足をかけて降りようとした。その際、足を滑らせて約52cmの高さから転落して頭部を強打した。



原因

- ・荷物を持って後ろ向きのまま荷台から降りようとした。
- ・後方や足元の確認が十分ではなかった。

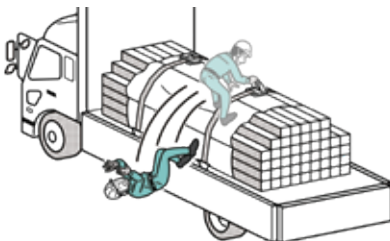
対策

- 荷物を持って荷台から降りる時は、できるだけ前を向いて行う。
 - 後ろ向きで荷降ろしをせざるを得ない場合は、後方や足元の確認をしっかりと行う。
 - 荷役作業時は必ず保護帽を着用する。
- ※わずか50cmの高さでも、転落すると打ちどころによっては死亡災害に至ることがある。

転落災害例②

荷台の上で荷締め作業中、 荷締め機から手が離れて転落

荷台の上で木材の締め付けを行っていた時、荷締め機から手が離れ、締め付けよう力を入れていた反動で約3m下の歩道に転落した。



原因

- ・足場の悪い荷の上で作業を行った。
- ・必要な締め付けができていたにもかかわらず、締め付け機でさらに強く締めようとして手が滑った。

対策

- 荷締め作業は、荷の上ではなく地上で行う。
- 作業前に荷締め機の使い方を確認する。

出典：厚生労働省「平成31年/令和元年労働災害発生状況の分析等」、厚生労働省・都道府県労働局ほか「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには、「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」